## 管 理 規 程

## 埼玉県公営企業管理規程第六号

に 定める。 埼玉県企 業局事務 の委任及び決裁 に関 す る 規 程  $\mathcal{O}$ <del>--</del> 部 を 改正 す ^る規程 を次  $\mathcal{O}$ よう

平成二十八年三月二十九日

埼玉県公営企業管理者 中 野 晃

理規程第五 埼玉県企業局事務 埼 玉 号) 県企 業局  $\mathcal{O}$ 一部を次 事  $\mathcal{O}$ 委任 務  $\mathcal{O}$ 委任及  $\mathcal{O}$ 及 ように改正する び 決裁に関する規程 び 決裁 に 関する規程の (昭和五十二年埼玉県公営企業管 部を改正する規程

に改 利 水道部長の 企業等 2 別表第四総務課の部第二項管理者決裁事項の欄2及び局長の専決事項の を同欄 め、 同 4とし、 欄 3 中  $\mathcal{O}$ 専決事項の 従 事」 「第二十条」 その を 欄 「営利 1中 次に次のように加える。 企業 「給水契約を締結す を「第二十一条」  $\sim$  $\mathcal{O}$ 従事 等」 に改 ること」 に改め、 め、 同 を「給. 表 同欄3を同欄 水道企 水を 画課 欄2 承認  $\mathcal{O}$ 中 6とし、 す 部 ź こ 第三項

5 規程第十 ・九条の 規定に基づき、 雑用水の給水を認 めること。

る。 表第四 1水道企 画課 0) 部第三項水道 部長 0 専決事項の 欄  $\frac{1}{\mathcal{O}}$ 次に 次  $\mathcal{O}$ よう 加 え

- 2 規程第五 条第二 項  $\mathcal{O}$ 規定に 、基づき、 特 別 給 水を承 認すること。
- 3 規程第六条 0 規定に基づき、 承認内容 の変更を認めること。

8 に る場合を含 る。 改 別 表第五 第二十三条」 同 専決 む 39  $\overline{\phantom{a}}$ 事項 中  $\sqsubseteq$ を 「第二十 を  $\mathcal{O}$ 「第二十四条第三項」 加 欄 え、 24 中 四条第三項」 同 「第二十四 欄 57 中 「第四十二条」  $\mathcal{O}$ 条」を「条例第二十五条」 に 下 改め に (条例 同 を 28 第 四 第 中 四十二条第三項」 十三条にお 「第十条」 に 改 を ٧١ め、 「第九条」 て準用す 同 に改

附則

この規程は、平成二十八年四月一日から施行する。